

# 福井県報

第 394 号  
令和 8 年  
3 月 31 日 (火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 告 示

- 福井県六呂師高原キャンプ場の施設または設備の利用期間（150・観光政策課）…………… 1
- ※漁業災害補償法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域の決定の一部改正（151・水産課）…………… 2
- 道路の供用の開始（152、153・道路保全課）…………… 2

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（2件・商業・市場開拓課）…………… 3
- 土地改良区の役員の就任（福井農林総合事務所）…………… 4
- 土地改良区の清算人の退任（同）…………… 4

### 議会告示

- ※福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示（1・議会局）…………… 4

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（75）…………… 5
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出（76）…………… 6
- 政治団体の解散の届出（77）…………… 8
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出（78）…………… 8
- 資金管理団体でなくなった旨の届出（79）…………… 8
- ※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示（80）…………… 9

## 告 示

### 福井県告示第150号

福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例（令和6年福井県条例第40号）第8条第1項の規定により、福井県六呂師高原キャンプ場の施設または設備を利用することができる期間を定めたので、福井県六呂師高原キャンプ場の設置および管理に関する条例施行規則（令和7年福井県規則第1号）第6条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

福井県六呂師高原キャンプ場 利用期間（県民日枠）について

2026年

4 月 (県民日枠9日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

5 月 (県民日枠3日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月 (県民日枠13日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7 月 (県民日枠3日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月 (県民日枠3日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月 (県民日枠2日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10 月 (県民日枠13日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11 月 (県民日枠12日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12 月 (県民日枠8日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2026年

1 月 (県民日枠6日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2 月 (県民日枠8日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3 月 (県民日枠10日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

☐ … 利用期間（県民日枠）  
満場にならない場合、一般予約は45日前から開放

福井県告示第151号

漁業災害補償法第118条第1項に規定する単位漁場区域の決定（令和5年福井県告示第464号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

本文中、「漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第15条第3項」を「漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第21条第3項」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

福井県告示第152号

一般国道162号の下記区間において、道路改良工事に伴い道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和8年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	162号	三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎4番7から 三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎4番7まで	令和8年 3月31日

福井県告示第153号

主要地方道上中田鳥線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和8年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	上中田鳥線	三方上中郡若狭町下夕中22号米長堂19番3から 三方上中郡若狭町下夕中22号米長堂12番3まで	令和8年 3月31日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハーツ志比口店

福井市志比口2丁目1106番 外31筆

2 変更した事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 83台

(変更後) 33台

3 変更した年月日

令和8年3月7日

4 変更した理由

現状の利用実態に即した駐輪場の収容台数とするため。

5 届出のあった日

令和8年3月6日

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号

AOSSA5階

福井市商工労働部商工労政課

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

県民せいきょうハーツさばえ

鯖江市小黒町2丁目901番地

2 変更した事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 40台

(変更後) 25台

3 変更した年月日

令和8年3月7日

4 変更した理由

現状の利用実態に即した駐輪場の収容台数とするため。

5 届出のあった日

令和8年3月6日

6 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市産業交流部交通・にぎわい創出課

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

8 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

足羽三ヶ土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月4日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 中出 敏一 福井市木田3丁目2810

清算法人河合高屋土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、次の者が令和5年5月7日に清算人を退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により公告する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 田谷 満 福井市高屋町32-35

〃 山本 隆夫 福井市高屋町33-21

〃 中島 千秋 福井市高屋町30-52

〃 増田 晴美 福井市六日市町1-1

〃 田中 信義 福井市高屋町34-27

## 議 会 告 示

福井県議会告示第1号

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

福井県議会議長 小堀 友廣

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年福井県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(17) (略)</p>	<p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号および同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p> <p>(6)～(17) (略)</p>

様式第3号、様式第13号および様式第19号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年6月14日から施行する。ただし、様式第3号、様式第13号および様式第19号の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

（政党の支部）

（法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第1号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
令和8年1月21日	中道改革連合福井県第1区総支部	波多野 翼	若杉 美波	福井市大手2-15-6	衆議院議員	○

令和8年 1月22日	中道改革連合福井県第2区総 支部	辻 英之	山口 健太郎	越前市国高2-44-2	衆議院議員	○
---------------	---------------------	------	--------	-------------	-------	---

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の所在地
令和8年 1月13日	総力を結集する会	山田 賢一	大西 美紀	福井市成和1-1011
令和8年 1月19日	さいの秀幸後援会	斎野 秀幸	斎野 秀幸	坂井市春江町境17-8-2
令和8年 2月17日	牧野吉伸を育てる会	平野 秀雄	牧野 千枝	南条郡南越前町東大道27-4

福井県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和7年 5月18日	福井県獣医師政治連盟	大門 由美子	代表者	大門 由美子	高木 平光
			会計責任者	山崎 昭治	大村 勝彦
令和7年 5月30日	日本行政書士政治連盟 福井県支部	青木 克博	会計責任者	東 徳夫	村上 玲
令和7年 7月7日	たきなみ宏文越前町後 援会	佐々木 一郎	主たる事務所の 所在地	丹生郡越前町東内郡4- 604	丹生郡越前町西田中8- 44-1
			代表者	佐々木 一郎	青柳 良彦
			会計責任者	寺坂 大地	新谷 孝雄

令和7年 12月24日	福井維新の会	柴田 巧	代表者	柴田 巧	齋木 武志
令和8年 1月19日	福井県社会福祉政治連盟	田原 薫	代表者	田原 薫	小藤 幸男
			会計責任者	土屋 秀樹	高田 勝之
令和8年 1月20日	立憲民主党福井県総支部連合会	三田村 輝士	代表者	三田村 輝士	辻 英之
令和8年 1月20日	立憲民主党福井県第2区総支部	三田村 輝士	代表者	三田村 輝士	辻 英之
			国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
			公職の種類(第1号)		衆議院議員
令和8年 1月29日	立憲民主党福井県第1区総支部	伊藤 宏実	代表者	伊藤 宏実	波多野 翼
			国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
			公職の種類(第1号)		衆議院議員
令和8年 2月1日	久親会	大嶋 一英	会計責任者	牧野 吉文	毛利 告
令和8年 2月1日	松本てるみ後援会	岸本 浩子	主たる事務所の所在地	越前市住吉町9-12	越前市千福町441
			代表者	岸本 浩子	田中 憲男
令和8年 2月5日	ふじたのりひろ後援会 美幸会	藤田 憲弘	主たる事務所の所在地	三方郡美浜町佐田71-6	三方郡美浜町佐田50-9

福井県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年12月15日	国民民主党福井県参議院選挙区 第1総支部	山中 俊祐
令和8年1月12日	平野時夫後援会	平野 時夫
令和8年1月26日	総力を結集する会	山田 賢一

福井県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

指 定 年月日	資金管理団体の 届出をした者の氏名	資金管理団体 の 名 称	異動事項	異 動 内 容	
				新	旧
令和7年 12月27日	山田 賢一	新しい越前市を創る会	公職の種類	福井県知事	越前市長

福井県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

資金管理団体の届出をし た者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
平野 時夫	平野時夫後援会	令和8年1月12日

福井県選挙管理委員会告示第80号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
別表第2（第50条関係）	別表第2（第50条関係）																						
1 （略）	1 （略）																						
2 介護老人保健施設	2 介護老人保健施設																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指定病院等名</th> <th style="text-align: center;">指定病院等所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設新田塚ハイツ</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設福井ケアセンター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	指定病院等名	指定病院等所在地	（略）	（略）	老人保健施設新田塚ハイツ	（略）	老人保健施設福井ケアセンター	（略）	（略）	（略）	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指定病院等名</th> <th style="text-align: center;">指定病院等所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>老人保健施設新田塚ハイツ</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>老人保健施設ひかりケアホーム</u></td> <td><u>福井市木田1丁目3413番地</u></td> </tr> <tr> <td>老人保健施設福井ケアセンター</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	指定病院等名	指定病院等所在地	（略）	（略）	老人保健施設新田塚ハイツ	（略）	<u>老人保健施設ひかりケアホーム</u>	<u>福井市木田1丁目3413番地</u>	老人保健施設福井ケアセンター	（略）	（略）	（略）
指定病院等名	指定病院等所在地																						
（略）	（略）																						
老人保健施設新田塚ハイツ	（略）																						
老人保健施設福井ケアセンター	（略）																						
（略）	（略）																						
指定病院等名	指定病院等所在地																						
（略）	（略）																						
老人保健施設新田塚ハイツ	（略）																						
<u>老人保健施設ひかりケアホーム</u>	<u>福井市木田1丁目3413番地</u>																						
老人保健施設福井ケアセンター	（略）																						
（略）	（略）																						
3～5 （略）	3～5 （略）																						

附 則

この告示は、令和8年3月31日から施行する。

